

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月15日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 7 号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表21の項、22の項、51の項及び111の項並びに条例第3条第1項第1号ア及びクに規定する事務の項中「ク」を「キ」に改め、同表法別表23の項及び条例第3条第1項第1号イに規定する事務の項中「及び条例第3条第1項第1号イ」を削り、「事務」の右に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令本則の表1の項の下欄に掲げる事務を含む。)」を加え、同表法別表27の項、52の項及び93の項並びに条例第3条第1項第1号ウに規定する事務の項中「第3条第1項第1号ウ」を「第3条第1項第1号イ」に改め、同表法別表117の項及び条例第3条第1項第1号キに規定する事務の項中「第3条第1項第1号キ」を「第3条第1項第1号カ」に改め、同表条例第3条第1項第1号エに規定する事務の項中「第3条第1項第1号エ」を「第3条第1項第1号ウ」に改め、同表条例第3条第1項第1号カに規定する事務の項中「第3条第1項第1号カ」を「第3条第1項第1号オ」に改め、同表条例第3条第1項第1号ケに規定する事務の項中「第3条第1項第1号ケ」を「第3条第1項第1号ク」に改め、同表条例第3条第1項第1号コに規定する事務の項中「第3条第1項第1号コ」を「第3条第1項第1号ケ」に改め、同表条例第3条第1項第1号サに規定する事務の項中「第3条第1項第1号サ」を「第3条第1項第1号コ」に改め、同表条例第3条第1項第1号シに規定する事務の項中「第3条第1項第1号シ」を「第3条第1項第1号サ」に改め、同表条例第3条第1項第1号スに規定する事務の項中「第3条第1項第1号ス」を「第3条第1項第1号シ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月15日から施行する。

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)